

平成26年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成26年2月25日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成26年2月25日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 尾鷲市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正
について |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 平成26年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算
の議決について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 平成26年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予
算の議決について |
| 日程第11 | 議案第14号 | 平成26年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 平成26年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て |
| 日程第13 | 議案第16号 | 平成26年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て |
| 日程第14 | 議案第17号 | 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の
議決について |
| 日程第15 | 議案第18号 | 平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第3号）の議決について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第3号）の議決について |

- 日程第 17 議案第 20 号 平成 25 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 25 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 19 議案第 22 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 23 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 24 号 尾鷲市道路線の認定について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 22 議案第 6 号 尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 23 議案第 6 号 尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 24 議案第 25 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について
（提案説明、質疑、採決）
- 日程第 25 報告第 1 号 財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について
（報告、質疑）

○出席議員（12名）

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 番 真 井 紀 夫 議員 | 3 番 中 平 隆 夫 議員 |
| 4 番 田 中 勲 議員 | 5 番 小 川 公 明 議員 |
| 6 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | 7 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 8 番 南 靖 久 議員 | 9 番 榎 本 隆 吉 議員 |
| 10 番 高 村 泰 徳 議員 | 11 番 奥 田 尚 佳 議員 |
| 12 番 三 鬼 孝 之 議員 | 13 番 村 田 幸 隆 議員 |

○欠席議員（1名）

- 2 番 内 山 鉄 芳 議員

○説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君
副	市	山	口	武	美	君
会計管理者兼出納室長		大	倉	令	資	君
市長公室長		奥	村	英	仁	君
総務課長		大	川	一	文	君
財政課長		上	田	敏	博	君
防災危機管理室長		大	和	勝	浩	君
税務課長		中	森	將	人	君
市民サービス課長		南			進	君
福祉保健課長		下	村	新	吾	君
環境課長		野	田	耕	史	君
商工観光推進課長		佐	野	憲	司	君
魚まち推進課長		内	山	洋	輔	君
木のまち推進課長		小	倉	宏	之	君
建設課長		更	谷	哲	也	君
水道部長		浜	田	一	志	君
尾鷲総合病院事務長		諦	乗		正	君
尾鷲総合病院総務課長		和	田	恭	典	君
尾鷲総合病院医事課長		尾	崎	八	重	子
教育委員長		千	種	良	子	君
教育長		二	村	直	司	君
教育委員会教育総務課長		川	端	直	之	君
教育委員会生涯学習課長		川	口		清	君
教育委員会学校教育担当調整監		五	味	勝	哉	君
監査委員		桑	原	紘	市	君
監査委員事務局長		湯	浅	富	士	雄

○議会事務局職員出席者

事務局長	内	山	雅	善
議事・調査係長	岩	本		功

議事・調査係書記

松 永 佳 久

〔開会 午前10時00分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより平成26年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

寒さもやや緩み、少しずつですが、日差しも伸び始めたと感じる時期となりました。議員の皆様方には、平成26年第1回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、新年度に向けての大変重要な定例会でございます。本定例会には、21議案と報告1件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（高村泰徳議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、2番、内山鉄芳議員は所用のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番、真井紀夫議員、3番、中平隆夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月18日までの22日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第21、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」までの計19議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました19議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成26年第1回定例会の開会に当たり、平成26年度当初予算並びにその他の諸議案についての御説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対して格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、輪内中学校耐震整備事業における問題につきましては、解体された旧校舎の基礎コンクリート等が撤去されず残っていたことが昨年末に判明しました。大変ゆゆしき事態になっており、生徒、学校関係者、市民の皆様及び関係各位に御迷惑、御心配をおかけし、大変申しわけなく思っております。現在、本件につきましては告訴の方向で進めているところであり、早期の解決に向け全力で取り組んでまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

さて、本年は、昭和29年6月20日に北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村の1町4村が合併し、尾鷲市が誕生して以来、60周年を迎えることになりました。この間、産業の振興を初め、福祉、健康、教育、文化の充実によるまちづくりが図られてきたところであります。また、3月30日の紀勢自動車道の全線開通など、都市基盤の整備も着々と進みつつあります。

このような状況のもと、本市が持続的発展を目指すためには、市民憲章にも記されている、尾鷲市は熊野灘に面し、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸に恵まれた伝統ある産業と文化の都市です。私たちはこのふるさとに誇りを持ち、みんなの力で豊かな未来を築くという考えを踏まえ、先人方に残していただいた貴重な資源や財産を最大限活用し、市民と行政が力を合わせ、まちに活気があふれ、市民が幸せや心の豊かさを得られるようにしていくことが大切であると考えております。

そこで、市制施行60周年記念事業につきましては、本市の資源や魅力に磨きをかけ、ふるさと尾鷲を後世に残し、未来へつないでいくことを基本といたしました。6月22日の記念式典を初め、水産業、林業の学習会等を通じて、森林の

持つ公益的機能の役割や水産資源保護への理解を深めてもらうなど、一連の行事のメインテーマを将来都市像の「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」、サブテーマを「おわせ人づくり」とし、次代を担う人づくり、地域を支える人づくり、産業を支える人づくりにつなげていく取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、国内では、アベノミクスの3本の矢によって景気回復への期待が高まる一方、本市では、その効果がまだまだ実感として感じる事ができない状況であります。

そういった中で、新年度は、第6次尾鷲市総合計画の3年目を迎え、将来都市像の実現に向け、それぞれの施策を進めてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、先ほどの市民憲章に記されている海の幸、山の幸に恵まれた伝統ある産業に誇りを持ち、大事にしていくことが肝要であると考えております。

また、これからのまちづくりは、多種多様な施策を食で有機的に連携させたいというのが私の思いであります。そこで、昨年8月に、庁内に尾鷲市食のプロジェクトを発足させ、本部会議、作業部会にて協議を続け、このたび、まずは庁内だけの議論であります。尾鷲市食のプロジェクトの基本的な考え方として取りまとめました。内容につきましては、本定例会の所管の委員会にて御説明させていただきたいと存じますが、産業、健康、教育、文化などの異なる分野の事業を食で連携させることや、町なかの魅力づくりのための食の拠点整備など、総合的なまちづくりにつなげていくための考え方、今後の事業のあり方を示しております。

また、食での取り組みを進めるに当たって、本市においては、漁業、水産業の充実不可欠であります。このためにも、新年度において、この基本的な考え方につきまして、漁業協同組合を初めとする関係団体の皆様にも御説明させていただき、また、御意見をいただきながら、具体的な取り組み内容や手段などを示す基本計画を策定してまいりたいと考えております。

さらに、漁業、水産業の充実とともに、農商工連携や6次産業化の推進をより一層図るため、みずからの組織も一元化し、魚まち推進課と商工観光推進課の2課を統合して、水産商工食のまち課を新たに設置したいと思っております。

道の駅につきましては、一般的に休憩機能、情報発信機能及び地域の連携機能が求められますが、本市においては、食によるまちづくりを進める中で、町なか

への動線を構築するためのゲートウェイとしての役割や、災害時の復旧復興拠点機能を特に持たせたいと考えております。

次に、命のまちづくりについてであります。

東日本大震災から3年がたとうとしておりますが、いまだに全国の避難者等は約27万人を数え、多くの方が日々不安なときを過ごされていることに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い平穏な生活が訪れることを願う次第であります。

さて、この地域に目を移しますと、近い将来に必ず発生すると危惧される南海トラフ巨大地震、台風や豪雨による風水害など、本市を取り巻く状況はまさに待ったなしであり、その防災・減災対策は喫緊の課題と認識しております。

東日本大震災から見えてきた教訓、また、本市の「津波は、逃げるが勝ち!」、 「明るいうちからの早めの避難」のスローガンのもと、住民みずからの主体的な計画や行動体制の構築が急がれており、災害に強い命のまちづくりを目指し、住民と行政の協働、連携により推進してまいります。

その対策の一環として、情報伝達手段につきましては、エリアワンセグシステムの基盤整備が本年度完了いたしますので、新年度から市内全戸を対象に専用の戸別受信機を配備して、災害時等の防災情報を映像、文字、音声にてわかりやすく的確に届けることで、住民の皆様への適切な判断や迅速な避難行動につながるものと思っております。また、情報の収集を日常化することや、電波の受信確認も兼ねた行政情報の提供も行ってまいります。

なお、通常のワンセグ受信機でも受信は可能であるものの、市内全戸への専用の戸別受信機の配備が完了するには2年程度の期間が必要となることから、現在実施している防災行政無線を初め、携帯電話へのメール配信、フリーダイヤルでの放送確認などの伝達手段も行いながら、災害時等の情報発信に努めてまいります。

次に、桜茶屋避難広場の整備につきましては、桜茶屋市有地が海拔20メートル以上あることから、宮ノ上地区や北浦地区などの桜茶屋周辺住民の津波避難場所、低地に設置している防災倉庫の移転先など、多目的な活用ができる防災広場の造成工事を実施いたします。また、防災広場の整備予定場所に隣接するよう保育所の高台移転計画も進めており、収容避難機能もあわせ持った防災広場になると考えております。

次に、現在、住民の避難シミュレーションを実施しており、この結果をもとに

効果的な防災施策を構築していく事業の一つが、最新のハザードマップの作成であります。現在のハザードマップは、平成17年度に作成し、津波予測浸水区域図及び土砂災害危険区域図を記載しております。

国による南海トラフ巨大地震の被害想定によって県でも被害想定 of 計算を進めていることや、新たに土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が県によって指定される見込みであることから、新年度において、その情報を掲載した最新のハザードマップを市内全戸に配布する予定であります。これにより、国、県の最新の情報を確実に周知するとともに、住民の防災意識のさらなる向上につながるものと考えております。

一方、中村山等、既存の避難場所の見直しを含めた新たな避難施設等の最適な配置計画や、これをもとにした津波避難対策に関する事業計画を策定してまいります。

次に、宮之上小学校耐震整備事業につきましては、新年度の2学期から新校舎で児童が学習できるよう工事を進めており、その後、旧校舎解体と屋外附帯工事を行い、12月には全ての工事が完了となる予定であります。輪内中学校の問題を踏まえ、監理・監視体制を強化してまいります。

木造校舎の耐震化につきましては、安全安心の確保はもとより、十分な教育効果を発揮し、子供たちの確かな学びと豊かな育ちを保障していくためにどのようにしていくかといった視点で、昨年10月から、PTAを初め地域の皆様とも協議を進めております。

今後、子供たちにとってよりよい教育環境、学校の適正規模・配置につきまして、本年8月末には基本方針をまとめたいと考えております。

次に、学校防災教育につきましては、各学校、幼稚園で積極的に取り組んでおります。新年度も引き続き群馬大学大学院の片田教授の御指導をいただき、大規模地震・津波などの自然災害に備え、学校における平常時の防災教育、防災対策の充実を図るとともに、災害時における安全確保のための児童・生徒のスキルアップを図ってまいります。

特に、子供たちが地域の重要な担い手として育つよう、学校におけるタウンウォッチングや防災マップづくりなどの体験型防災学習の充実とともに、学校、家庭、地域が連携した防災対策を促進してまいります。

また、尾鷲小学校中村山避難路整備事業につきましては、基本計画の策定を終え、現在実施設計の準備を進めており、新年度中に学校敷地内から直接中村山へ

避難できるように整備いたします。

この整備の間にも起こり得る津波対策のため、保護者と教職員が一緒になって進めております中村山への避難経路につきましても、2カ所に階段を設置し、整備が進められております。

次に、児童の福祉向上と保護者への子育て支援を充実させるため、保育所整備に取り組んでおります。

今定例会でお示しさせていただく尾鷲市保育所整備基本計画に基づき、津波浸水予想区域に立地している尾鷲第三保育園及び矢浜保育園の安全な場所への移転や尾鷲第四保育園の耐震化につきましても、新年度におきましては、保育所建設用地の取得及び実施設計等に取り組み、一日も早い安全な保育環境の整備を進めたいと思います。

以降は、第6次尾鷲市総合計画施策体系順で申し述べます。

平成24年4月に、社会教育事業に限定されていた公民館を、地域活動の推進や地域文化の伝承など、共創事業として幅広いコミュニティー活動ができる施設として、コミュニティーセンターに変更いたしました。

現在の13カ所あるコミュニティーセンターは、地域の活性化を促すコミュニティーセンター事業に加え、おわせ輪内まると振興協議会、ココロとカラダの健康ウォーキング、尾鷲元気プロジェクトなど、庁内各課の事業とも連携しております。

しかしながら、一部の施設が老朽化しており、地域住民のより一層の交流、地域文化の発信・活動拠点施設としての機能を発揮できない状況にあります。現在の九鬼コミュニティーセンターは、昭和30年に九鬼公民館として建設し、九鬼地区住民の活動拠点施設として位置づけておりましたが、施設の老朽化が進み、また、バリアフリー化もされていないため、地域の拠点となる施設としての利用は困難となっており、地域の実情に応じた新たな拠点施設を望む声が多く寄せられておりました。

このような中、新年度にバリアフリー化を基本とした新たな施設を整備したいと考えており、これによって、地区住民が安全で安心して活用できる環境を提供できるものと期待しております。

また、九鬼地区には市の出張所機能を有した九鬼センターがありますが、こちらも明治40年建設と老朽化が著しいため、センターとコミュニティーセンターを併設し、整備したいと考えております。

曾根コミュニティーセンターにつきましては、曾根郷土資料館を解体し、跡地に整備する計画であります。埋蔵文化財包蔵地に指定されている場所でもありますので、平成26年度に発掘調査を行い、建設工事は平成27年度に行いたいと考えております。

次に、情報共有化についてであります。

現在、行政情報等のコンテンツ充実及びわかりやすい情報提供を行うことを目的に、ホームページの更新作業を進めているところであります。特に本市を訪れる方々への情報発信を強化するため、観光、物産に特化したホームページの更新作業も本格運用に向け進めております。

このホームページでは、尾鷲のイベントや旬の物産品情報を、ページを訪れた方々にわかりやすく楽しんで見てもらえるようなものにし、尾鷲に行ってみたいと感じていただけるようなホームページにしたいと考えております。

あわせて、本市を訪れた皆様に向けての情報発信として開発した、スマートフォン対応の市内案内アプリを活用した観光や物産の情報提供を行い、来訪者の利便性を向上させ、集客、交流人口の増加と滞在時間の延長につなげてまいります。

次に、健康づくりについてであります。

尾鷲市健康増進計画の進捗につきましては昨年の第3回定例会にて御報告させていただいたところでありますが、去る2月24日、策定委員会より答申がありました。

計画の詳細につきましては所管の委員会にて御説明させていただきますが、本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、地域力を生かした健康づくり事業の充実を通して、市民の健康寿命の延伸を重点目標とし、市民の皆様がいつまでも元気に生き生きと自分らしく過ごすことができることを目指した取り組みの方向性を示しております。

さらに計画の推進に当たっては、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた支援を効果的に実施するため、市民の皆様とともにつくる施策となっていることが本計画の特徴であり、健康づくりの基盤となる組織、尾鷲健康増進の会、通称オワセハッピーを創設し、市民並びに各組織、団体の方々の協力をいただきながら、地域力の強さを活用した健康づくりを実践することで、健康のまち尾鷲を目指してまいります。

次に、尾鷲総合病院におきましては、引き続き365日24時間の救急医療体制の維持、医療の質の向上及び地域医療と福祉関係機関との連携の強化を進めて

まいります。

特に救急医療体制の維持につきましては、昨年9月に熊野尾鷲道路の尾鷲南インターチェンジと熊野大泊インターチェンジ間が供用開始したことによって、熊野地域の患者様が增加しているほか、来る3月30日には、紀勢自動車道海山一紀伊長島インターチェンジ間も開通予定であり、紀伊長島地域の患者様も増加すると考えられます。

そのような中、依然として医師不足が続いておりますが、当院は東紀州地域の拠点病院として、三重大学医学部、伊勢赤十字病院、地元医師会等の協力のもと、常勤・非常勤医師を確保し、救急医療体制を堅持してまいります。

また、医療機器では、脳波計、血液ガス分析装置、電動ベッド等の医療機器、施設関係では、入院病棟の空調関係制御のための中央監視装置、熱源制御機等を新年度に随時更新し、医療の質を高めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療と福祉関係機関との連携強化におきましては、昨年10月に開催いたしました東紀州地域連携会議をこの3月にも開催し、地域の患者様の通院、日常生活の支援等の多様なニーズに対応できる体制づくりを引き続き協議してまいります。

尾鷲総合病院は、今後とも地域の皆様の声をお聞きし、病院運営に反映させ、住民参加型病院を目指してまいります。

次に、高齢者保健福祉についてであります。

高齢化が進む本市において、高齢者の方が健康で生き生きと地域で生活できる環境づくりが重要であります。いつまでも健康でありたいと願う高齢者の健康づくりを支えるため、新年度において、新たな尾鷲市高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者一人一人の状態に合った介護予防事業等を推進することで、生きがいを持って健康に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害のある方が住みなれた地域で自立しながら安心して生活を送るためには、各種の障害福祉サービスの提供とともに、障害のある方が積極的に社会参加できる環境整備が必要であります。

本市では、障害のある方もない方も対等な立場で、ともに働ける新しい職場形態である社会的事業所の設置を新年度から支援し、地域社会に根差した障害者の就労の促進、並びに社会的、経済的な自立を促進いたします。

次に、本年度で計画期間が終了する第3期尾鷲市障がい福祉計画につきまして

は、実績や課題を踏まえ、今後必要となるサービスの種類や量を見込み、サービス提供体制の計画的な整備と、生活支援や自立支援体制を構築することを目的とした新たな計画を策定してまいります。

また、同じく計画期間が本年度で終了する第2期紀北地域障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援施策等を総合的に推進する計画を策定してまいります。

次に、農業振興についてであります。

天満地区におきましては、5カ年計画の最終年を迎える第3期中山間地域等直接支払交付金事業を引き続き実施いたします。耕作放棄地の発生防止を目的に、約23ヘクタールの農地において、16軒の農家と1軒の農業生産法人との間で5カ年の集落協定を締結し、農地の保全や農道等の維持管理に取り組んでまいります。

また、農業基盤整備事業としましては、老朽化し、本来の機能を発揮しなくなっている小原野農業用水路改良工事を初め、雨駄農業用水路支線、銀杏農業用水路取水堰改良工事につきましても計画しており、農業用水の安定的な供給を達成するとともに、大雨などの緊急時の安全かつ容易な放水も確保いたします。

次に、林業振興についてであります。

現在、森林、林業を取り巻く状況は、戦後の拡大造林政策によって多くの人工林が生み出されている中、半世紀を経て、伐期を迎えている人工林が控えているにもかかわらず、採算性の悪化を理由に数多く放置されているのが現状であります。

このことにより、森林の伐採、植栽、保育といった林業の循環が停滞してしまい、森林の持つ公益的な機能が発揮できず、台風や大雨等による土砂災害を招くおそれがあることから、伐期を迎えた森林を伐採し、国産材を積極的に利用し続け、森林資源の持続的な利用需要を高めながら、植林、間伐、素材生産などの林業生産活動を活性化させていく必要があります。

これらの対策として、経済効果、偏った林齢構成の平準化、公益的機能の確保・維持の三つの目的を掲げ、平成24年度から市有林主伐事業を開始いたしました。2年を経過し、市有林材を継続して出材することにより、原木市場での取扱量の拡大、安定供給による信用、競り参加者の増加による原木価格の上昇につながっております。

市有林材を購入した業者からの聞き取りにおいては、材の高評価と相まって、

地域林業はもとより、治山治水等、環境面へも好影響があらわれるとの言葉もいただいております、さらに林業関係者からも主伐事業継続の要望をいただいているところでもあります。

主伐事業は、民有林材を含めた尾鷲産材の販売量の拡大が、より一層尾鷲ヒノキのブランドの伸展にもつながるものと捉えておりますので、引き続き、林業、木材関連業の活性化につながるよう、事業を継続してまいります。

バイオマス事業につきましては、県内の森林組合や林業者によって東紀州木質バイオマス利用協議会が設立され、これまで放置されていた間伐材等の利用が進められることから、当該事業の推進により、森林整備や雇用の創出にもつながるものと考えております。

現在、木質バイオマスチップの原材料の供給体制につきまして構築中であり、今後も県と連携をとりながら、民有林や市有林の林地残材、端材や未利用間伐材を有効活用するカスケード利用を進め、地域の林業、木材産業の活性化のために取り組んでまいります。

次に、林道基盤整備についてであります。

林道は、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤であります。このようなことから、林道川原木屋線において、本年度からの2カ年計画で、美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、路側の改良工事を継続実施しております。

本年度において測量設計業務を行い、その結果に基づいて工法の検討、協議を経て、新年度に本工事に着手し、森林整備の骨格となる林道を完成させる計画であります。

次に、みえ森と緑の県民税市町交付金事業についてであります。

県において、森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みの構築が検討された結果、本年4月1日から、みえ森と緑の県民税を導入し、基本方針として定めた、災害に強い森林づくりと県民全体で支える社会づくりを進めるため、必要な財源が確保されることとなりました。

この目的税を財源として、県下29市町に交付金が交付されることとなり、本市におきましては、関係各課で県が定めた基本方針を踏まえ協議を重ねた結果、市内の小学生を対象とし、尾鷲特有の密植の方法によるヒノキの植樹を体験、あわせて尾鷲の林業についても学ぶ森林講座を開催するほか、木のぬくもり

に触れ合う機会を提供し、森林や木材に関する知識を育むことができる事業を進めてまいります。

また、宮之上小学校の備品の購入にも本交付金を充てており、地元産材で制作した木の机や椅子を配置し、児童のころから木材に触れ合う中で、森林や木材に関する知識を育むことを図ってまいります。

次に、漁業後継者対策についてであります。

漁業後継者の確保、育成につきましては、尾鷲市漁業体験教室の開催や、大型定置網漁業への就業を目的とした漁業長期研修への支援などの取り組みを行っております。

一方、平成24年度に尾鷲漁協早田支所において開講された早田漁師塾では、1カ月間の実践的な研修に取り組み、これまでに2人の方が株式会社早田大敷に就業されており、県においては漁業に関する知識や技術を習得するための拠点モデルとして位置づけされていることから、本市といたしましても、新年度も引き続き若者などの就業・就労への取り組みに支援を行ってまいります。

また、尾鷲漁協早田支所では、漁業体験教室や早田漁師塾を経験した漁業就業者が将来独立することを目指しており、自立できる担い手育成に向け、漁船や漁具を貸与し、漁業の知識や技術習得をスムーズに実践させることで、多様な就業体制の確立を目指しております。

本市といたしましても、県の新規漁業就業者定着支援事業と連携して支援を行い、多様な担い手の確保、育成に取り組んでまいります。

次に、尾鷲港産地協議会では、これまで尾鷲魚市場へ水揚げされる水産物の高付加価値化や魚食普及のための取り組みを初め、水揚げの増大、共同利用施設の整備のための調査研究や利活用についての検討などに取り組み、水産物の高付加価値化では、漁業者によるアオリイカ等の高鮮度保持技術の実践や大型小売店でのPR活動、魚食普及では、魚まつりが行われてきたところでもあります。

また、尾鷲漁協が中心となって生マグロの水揚げ誘致が行われる中で、地元水産会社による近海マグロはえ縄漁船の建造、高鮮度保持の技術を取り入れた高品質の生マグロの水揚げが開始され、今後は、高付加価値化による尾鷲産マグロとしてのブランド化、水揚げの増大を目指していくことと伺っております。

本市といたしましては、尾鷲港産地協議会が実施される水産物の高鮮度保持による高付加価値化への取り組みや、尾鷲の魚のブランド化などの取り組みにつきまして、引き続き支援していくとともに、今後は、尾鷲魚市場の機能強化等につ

きましても、漁業協同組合や水産業関係団体、県と協議を進めてまいります。

次に、藻類・二枚貝養殖普及事業についてであります。

平成23年度から3年間、アサリ、アカガイ等の二枚貝養殖の実証試験に取り組み、尾鷲湾、賀田湾において、さまざまな条件下での成長、生残等のデータを取得した結果、先進地で取り組まれているような養殖方法が可能であることを確認いたしました。

一方、大曾根・早田地区におかれましては、漁協、漁業者、県、市の連携のもと、ヒロメの試験養殖に取り組み、昨年新たに藻類養殖の区画漁業権を取得し、ヒロメの本格的な養殖を始められ、特産品化を目指すなど、新たな取り組みが始まっております。

今後は、藻類・二枚貝養殖を希望する漁業者への技術的支援を行うとともに、養殖技術の向上のため、引き続き漁業者と共同で実証試験に取り組み、技術普及に努めてまいります。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮減を図るための水産基盤ストックマネジメント事業につきましては、施設の老朽化状況調査や機能診断を実施し、その結果に基づく機能保全計画の策定を行っており、平成23年度に須賀利漁港、平成24年度に古江・早田漁港、平成25年度には大曾根・行野浦・曾根・九木漁港を終える予定であります。

新年度には、梶賀漁港の機能保全計画の策定を予定しており、これにより、市が管理する8漁港全ての機能保全計画を終え、今後優先順位を定め、当該計画に基づく施設の保全工事を実施してまいります。

須賀利漁港におきましては、本年度に測量設計を実施しているところですが、防波堤設計のための潜水調査など詳細調査を実施したところ、消波ブロック背後の防波堤鋼矢板に著しい腐食が確認されたことから、工法の再検討が必要となり、地質調査を含めた設計業務等の工期を延長せざるを得なくなったため、本年度着手予定の第二貝殻防波堤及び市場前物揚げ場（第1期）の機能保全工事を新年度に繰り越し、実施してまいります。

また、新年度に予定しております須賀利漁港市場前物揚げ場（第2期）の機能保全工事につきましても、順次実施してまいります。

次に、海洋深層水事業についてであります。

まず、平成21年度から取り組んできている海洋深層水の多段活用型陸上養殖

試験につきましては、通年におけるアワビ、サツキマス、ナマコ、ハバノリそれぞれ単体での養殖試験に加え、養殖種を多段的に組み合わせる試験モデルも投入して、事業化を意識した試験養殖を行ってまいりました。

結果として、それぞれの単体の歩どまりを初め、飼育状況としては良好であります。今後、事業化に向けた具体的な協議を行い、6次産業化を念頭に置いた事業誘致を実現させたいと考えております。

また、他の分野における需要開拓や企業誘致につきましても、本年度は、みえ尾鷲海洋深層水利用協議会において、海洋深層水の利活用ガイドブックを新たに製作しており、これらを有効活用し、県とも連携しながら深層水の利活用促進に努めてまいります。

市民の皆様への深層水PRとして、年4回、広報おわせに折り込んでおりますPRチラシにつきましては、新年度にかけてリニューアルを行い、引き続きみえ尾鷲海洋深層水事業の伸展を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度から、民間事業者、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び本市との共創事業として、特産品開発や人材育成、情報発信等の物産振興事業に取り組んできております。

現在、12事業者の参加による尾鷲ものづくり塾を開催し、専門家のアドバイスも受けながら特産品の開発や改良を行ってきており、また、それらの特産品を中心として、名古屋や東京の大都市圏におきまして、試食、PR等のマーケティング調査も実施してきております。

新年度におきましては、これらの特産品開発の取り組みをさらに推し進めるとともに、開発された商品を来訪客のお土産品として、また、尾鷲まるごとヤーヤ便等による産直品として、そのPRや販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町なかのにぎわい創出や集客交流への取り組みについてであります。

紀勢自動車道の全線開通及び熊野古道の世界遺産登録10周年を間近に控え、町なかのにぎわいづくりや本市への集客をいかにして図り、滞留してもらうかが喫緊の課題となっております。

熊野古道につきましては、本年7月7日に世界遺産登録10周年の節目を迎えることから、県と本市を含めた東紀州地域が連携し、熊野古道世界遺産登録10周年事業実行委員会が組織され、地域のにぎわい創出、熊野古道の次代への継承と、古道の環境整備を進めることとなっております。

中でもイベント事業につきましては、7月にオープニングイベントを開催、12月のフィナーレイベントまで、熊野古道伊勢路踏破ウォークの実施を初め、キャンペーン事業や地域の魅力を情報発信するとともに、地域の魅力を生かしたさまざまなイベントが開催されることとなっております。

本市では、これまで各種モニターツアーなどを実施し、試行錯誤を繰り返しながら蓄積してきた着地型観光商品のノウハウを踏まえ、先月から、企画募集型の熊野古道おわせ健康ウォーキングツアーを定期的で開催しております。今後とも、着地型観光商品として、熊野古道、尾鷲の自然、尾鷲の食、夢古道おわせ、まちの駅ネットワークなどを組み合わせた参加者が楽しめる商品を企画開発し、実施してまいります。

また、おわせ港まつりやおわせ海・山ツアーウォークなどの実施においても、記念イベントとして内容を充実させるとともに、熊野古道・宿場町尾鷲ガイドマップや、好評を得ている尾鷲よいとこ定食の店の冊子を作成し、県内外も含め広くPRし、集客に努めてまいります。

一方、町なかのにぎわいづくりにつきましては、まちの駅ネットワーク推進事業に取り組んでおり、昨年3月にまちの駅ネットワーク尾鷲が設立され、7月には、県下最多の23駅でまちの駅がオープンしました。オリジナルガイドブック尾鷲アルコマチやまちなか探検マップの製作、「まちの駅をめぐっておわせの魚を食べつくせ！」ツアー、オリジナルファーストフードおわせ棒の食べ歩きなど、これらの活動が各種マスコミや県政だよりも取り上げられ、注目を集めております。

また、尾鷲商工会議所と連携の上、昨年11月に町なか食べ飲み歩きイベント、尾鷲旬のコツまみバルを開催し、予想を上回る多くの皆様に参加をいただきました。

新年度においても、このようなまちの駅ネットワーク尾鷲や尾鷲旬のコツまみバルなどの取り組みにつきまして、連携、支援しながら町なかの魅力アップを図るとともに、町なかのにぎわい情報の発信を積極的に行うことで、高速道路の利用者を初め、熊野古道の来訪者の町なかへの回遊を促し、地域消費の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてであります。

国におきましては、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子供一人一人を大切に社会の実現を目指す新たな子育ての仕組みとして、子ども・子育て支援

法が施行されました。本市におきましては、地域の実情に合った子育て支援を実施するため、尾鷲市子ども・子育て会議を設置し、尾鷲市子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでおります。

また、ひとり親家庭への支援につきましては、近年増加傾向にある母子家庭等に対して、経済的支援を目的とする児童扶養手当やひとり親医療費助成制度に加え、経済的自立に基づく真の自立を目指し、看護師や保育士等の資格取得を促す目的で実施しております高等技能訓練促進事業を通して、ひとり親家庭の自立を支えてまいります。

これらの施策を進めることにより、仕事と子育ての調和のとれた、安心して子供を産み育てることができるまちづくりを推進してまいります。

次に、学校教育についてであります。

現在、尾鷲市教育ビジョンに基づき、次代をつくるおわせ人を育てるために、尾鷲の自然や歴史、伝統文化、地場産業などを活用し、誇りと郷土愛を育むふるさと教育の充実に努めております。本年度は、地域資源を活用した体験活動や、地域で生きていく人々の苦労や喜びなどを学ぶことができました。

また、子供たちや地域の人々との交流の場として、学び場づくりや交流事業、保幼小中の連携、おわせっこ共育フェスティバルに力を注ぎ、つながりやきずなを深めてまいりました。小学校5年生と中学校3年生で実施しております尾鷲への帰属意識の調査にも、よい結果としてあらわれております。

今後も、学校と地域が共創し、本市の地域資源や人材を活用した取り組みを通して、子供、若者、市民がつながり合い、豊かに学び合う世代間交流を深め、つながりの再生と生きがいの向上を図り、学校や地域を活性化させてまいりたいと考えております。

さらに、おわせ人として確かな学力や体力、生活力や文化力を高めるために、学びのサポーターや特別支援のサポーター等のふるさとサポーターに、新たにふるさと先生を加えて、より充実に図りたいと考え、子供たちの学びと育ちをさらに推進してまいります。

次に、生涯教育の推進についてであります。本市においても、生涯にわたって自分の生きがいを考え、人生を豊かに送ることを求められる方が多く見受けられます。教育ビジョンの中にも、このような市民の皆様を支援する施策の一環として、安全で安心な生涯教育施設の整備、充実に掲げております。

中央公民館の耐震化につきましては、尾鷲市公共施設耐震化改修計画の中にも

位置づけられており、施設利用者の安全確保はもとより、災害など緊急時における避難施設として、新年度において耐震設計を行いたいと考えております。

老朽化が進んでいるスポーツ施設につきましては、利用者に満足していただけるよう、設備面も含めて順次改善を進めるとともに、これからのスポーツ振興のあり方の指針となる尾鷲市スポーツ振興基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、埋蔵文化財の発掘についてであります。南輪内センター整備予定地は、縄文時代から弥生時代に至る埋蔵文化財の包蔵地となっており、大正12年から平成元年までの調査により、石刀、石剣、土器等が発見された貴重な遺跡であります。

南輪内センター整備に当たり、本年4月から9月ごろを目途に発掘調査を予定しておりますので、発掘過程での見学会、体験発掘などを企画し、市民の皆様いにしえの尾鷲を知っていただく機会を提供してまいります。

さらに本年は、熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるに当たり、古道の快適さと安全の確保に努めるとともに、古道の魅力を味わいながらゆったりと充実した散策ができるよう、県指定有形文化財である八鬼山町石のパネル展示会並びに現地説明会などを開催し、本市への来訪者がふえるよう、情報発信などの取り組みを充実させてまいります。

次に、市民プールについてであります。

市民の健康増進を目的に、毎週日曜日、プールの無料開放を行ってきました尾鷲スイミングクラブが昨年10月に閉鎖となり、尾鷲市水泳協会から、昨年11月25日に、8,366人の署名簿を添えた市民室内25メートル温水プールの建設・設置についての要望書が提出されました。

この要望に対し、短期的には、市民を対象に他市町温水プール利用補助を、尾鷲中学校水泳部員へは、潮南中学校温水プールの利用に係る経費の補助を行います。また、尾鷲中学校プールの温水化についての調査や、尾鷲スイミングクラブが運営しておりましたプールを修繕する場合の資料作成等、どのような対応が可能なのか、5月ごろには方針を示すことができるよう進めたいと思います。長期的には、新年度に策定する予定の尾鷲市スポーツ振興基本計画の中で、市民プールの建設を検討してまいります。

次に、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による見回りや追い払いにつきましては、猿の活動域の把握や被害多発地域での追い払い効果など、一定の成果が出ていることから、今後も

引き続き行ってまいります。

また、獣害被害が多発している地区におきまして、猟友会尾鷲支部の協力のもと、地区住民が連携し、被害軽減に向けた一斉追い上げ等を実施するほか、猿捕獲奨励金制度による捕獲圧の強化を継続するとともに、地域ぐるみで追い払い活動を実施する地区におきましては、研修会を開催し、支援を行ってまいります。

いずれにいたしましても、野生の動物が相手のことでありますので、県や専門家の指導を仰ぎながら、粘り強い対策を進めてまいりたいと考えております。被害多発地区及び猟友会尾鷲支部の皆様には御協力のほど、よろしく願いいたします。

次に、本市のごみ処理に関する課題に対応するため導入させていただきました指定ごみ袋の有料化制度につきましては、市民の皆様の深い御理解と御協力によるものと改めてお礼を申し上げます。

この制度の導入によって、平成25年度のごみ収集量は、1月末時点で前年度比約24%が削減されており、建設が急がれる新ごみ処理施設の建設費、維持管理費など、今後のごみ処理費用の軽減に大きな効果があらわれると考えております。

さらにごみの減量化を推進していくためには、より効果的な生ごみの減量対策が必要であると考えております。現在は家庭用の生ごみ処理機の購入に補助金制度を設けておりますが、生ごみを地域単位で減量する大型処理機の導入など、新たな方法につきましても早急に検討してまいりたいと考えております。

指定ごみ袋のサイズにつきましては、以前からもっと小さいごみ袋をとの要望が多く寄せられており、新年度の早い時期に10リットルサイズのごみ袋の製造、販売するための準備を進めております。

また、現状の指定ごみ袋の強度に対しても御意見をいただいております。今後製造していくごみ袋につきましては、より強度のすぐれた素材への変更を検討してまいります。

次に、尾鷲市営浄化槽整備事業についてであります。

本整備事業は、公共用水域の水質保全と生活排水処理率の向上を目的としております。市民負担の軽減と行政経費の削減を図りながら短期間に合併処理浄化槽を整備するため、民間事業者の資金力、技術力、ノウハウ等を活用するPFI事業の導入を検討し、優位性が認められたことから、平成24年度からPFI事業者を選定するための尾鷲市浄化槽整備事業PFI導入アドバイザー業務を進め

てまいりました。この業務の内容や進捗状況につきましては、所管の常任委員会や全員協議会において適宜報告してまいりました。

本年1月27日、尾鷲市議会第1回臨時会に、PFI事業を導入した市町村設置型浄化槽整備事業を新年度から実施すべく、尾鷲市浄化槽整備事業に関する条例の制定を初めとする3議案を上程いたしました。市民や事業者への事業内容説明が十分に行われていないとの御指摘があり、御承認をいただくことができませんでした。

今月、アドバイザー業務の手順に従って選定した優先交渉権者の公表は、市民の皆様が判断しやすい説明会の開催やアンケート調査を実施するに当たっては、交渉権者の提案内容を明らかにする必要があると判断したことによるものであります。

今後は、サービス内容、分担金、使用料など、前回の説明会では明確にお示しできなかった部分を中心に、各地区において詳細説明を行うとともに、アンケート調査もあわせて実施するなど、市民の皆様の御意見を改めてお伺いしたいと考えております。

次に、水道事業についてであります。

平成22年度から進めてまいりました新桂山配水池更新事業につきましては、3月末に県下最大級の有効容量5,750立方メートルを有する耐震ステンレス製配水池が完成する予定となっております。これにより、安全安心な水の安定供給はもとより、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害にも対応可能となります。

今後も、計画的に老朽化した送排水管、基幹的な浄水場などの水道施設を耐震性の高いものに更新し、さらなる水の安定供給に努めてまいります。

次に、公共交通の確保についてであります。

公共交通機関を利用しないと通学や通院、買い物等が困難な高齢者や子供たち等、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々が、地域でいつまでも安心して日常生活が送れる交通システムの構築に取り組んでおります。

現在、乗車定員の多いバス車両による公共交通の充実に取り組み、ふれあいバス4路線を運行し、年間延べ約6万人の方々に利用いただいておりますが、一方で、道路事情等により公共交通不便地域があり、狭隘な道路事情を勘案した公共交通の仕組みについての再検討を行っているところであります。

本市では、交通ネットワーク全体を見据えて、それぞれが有機的に連携しながら

ら維持継続していくため、尾鷲市地域交通活性化協議会において御協議いただき、効率的で効果的な運行体系を構築してまいります。

続きまして、今回提案しております議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」までのうち、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を除く19議案について御説明いたします。

議案第5号「尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、三重県において、災害に強い森林づくりと、県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、その費用負担として、みえ森と緑の県民税を平成26年4月1日から導入するに当たり、森林の持つ公益的機能を発揮することができる森林づくりの施策を展開するための交付金が交付されることになり、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第7号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日に施行されるため、同法を引用する条例の整備を行おうとするものであります。

議案第8号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」及び議案第9号「尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」の2議案につきましては、いずれも平成26年4月1日から消費税法及び地方税法の改正に伴い、消費税の税率が変更されることから、外税方式に改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号「尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」につきましては、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布、施行されたことに伴い、団員の処遇改善のため、退職報償金を引き上げようとするものであります。

次に、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第21号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの11議案について御説明いたします。

本市の財政状況は、人件費や物件費の削減など、これまでの行財政改革による効果や、平成22年度から過疎地域指定を受けたことによる財政支援などにより、

改善されつつあります。しかし、その一方で、経常収支比率が95%を超え、財政の硬直化と財政運営の困難さが拡大しているのも事実であります。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展により、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にある反面、歳出では、社会保障関連経費や公債費が増加しており、また、公共施設の耐震整備を初めとした中長期的な防災・減災対策を今後も重点的に推進していく必要があることから、今後の財政需要の増加も見込まれ、さらに厳しい財政運営を行っていく必要があります。

こうした状況の中で、平成26年度一般会計当初予算においては、第6次尾鷲市総合計画の3年目として、市政の諸課題の解決に向けて重要な1年であり、将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向けた諸施策を総合的かつ機能的に推進していく必要があります、前年度比1億3,700万円増の100億円といたしました。

それでは、平成26年度当初予算について御説明いたします。

お手元に配付の平成26年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比1.4%増の100億円、特別会計の国民健康保険事業会計は5.0%増の28億9,888万5,000円、後期高齢者医療事業会計は6.7%増の5億9,080万1,000円、公共下水道事業会計は前年度と同額の276万6,000円、企業会計においては、病院事業会計で4.8%増の51億1,168万1,000円、水道事業会計で43.5%減の8億8,121万6,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.7%減の194億8,534万9,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをごらんください。

1款市税につきましては、対前年度比2.3%増の22億4,688万4,000円を計上しております。これは、地域経済の低迷により法人市民税の減少はあるものの、近年の収納率の向上により、市税全体としては増収となる見込みであります。

6款地方消費税交付金は、22.2%増の2億2,000万円を計上しております。これは、平成26年4月1日から消費税が現行の5%から8%に引き上げられるため、引き上げ分に係る市町村交付金が増額となる見込みであります。

9款地方交付税につきましては、国の地方財政計画などにおいて地方税の増収

を見込み、平成26年度地方交付税総額で約1,800億円の減額となっていることを踏まえ、本市においても基準財政収入額の増加を見込み、0.9%減の33億1,000万円を計上しております。

12款使用料及び手数料は、13.6%減の1億4,512万円を計上しております。これは、指定ごみ袋による塵芥収集手数料1,672万9,000円の減額が主なものであります。

13款国庫支出金は、7.4%増の11億2,172万9,000円を計上しております。これは、桜茶屋避難広場整備事業及び尾鷲小学校避難路整備事業に対する社会資本整備総合交付金7,500万円の増額が主なものであります。

14款県支出金は、5.7%減の6億668万7,000円を計上しております。これは、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円の減額が主なものであります。

15款財産収入は、26.3%増の4,869万2,000円を計上しております。これは、立木売却収入989万9,000円の増額が主なものであります。

17款繰入金は、8.0%減の6億6,688万4,000円を計上しております。これは、当初予算編成に当たり、地域の元気臨時交付金基金2億2,624万1,000円、第三セクター等改革推進債の元金償還分として減債基金から3,500万円、なお不足する財源につきましては、財政調整基金から3億7,365万2,000円繰り入れるなど、それぞれの基金の目的に沿って、取り崩し額を計上しております。

20款市債は、学校教育施設等耐震整備事業債2億3,930万円、消防救急デジタル無線整備事業債1億7,800万円、保育所施設整備事業債1億3,260万円など、8.4%増の13億210万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比4.6%減の43億4,964万6,000円となっております。

まず、人件費は、9.5%減の14億8,486万8,000円を計上しております。これは、一般職員では、正規職員の削減等による減少と退職手当の減額、議員では、2名の減員と議員共済費の減などによるものであります。

扶助費は、生活保護費で2,843万円の減額、乳幼児の減少などにより、保育所運営費で1,575万7,000円の減額、支給対象児童数の減少などにより、

児童手当で4,082万円の減額などにより、3.2%減の17億1,069万8,000円を計上しております。

公債費は、0.3%増の11億5,408万円を計上しております。

次に、その他の経費のうち、物件費は、資源ごみ収集運搬業務委託料で2,298万9,000円の減額となるものの、マイナンバー制度導入に伴う住民記録システム改修業務委託料2,013万2,000円、エリアワンセグ受信端末購入費4,271万4,000円の増額などにより、3.6%増の16億8,305万1,000円を計上しております。

補助費等は、病院事業会計負担金3,000万円、水道事業会計負担金1,373万7,000円の減額となるものの、消防救急デジタル無線整備事業費の増などにより、三重紀北消防組合負担金1億551万6,000円の増額、臨時福祉給付金8,100万円の増額などにより、13.1%増の13億3,283万1,000円を計上しております。

繰出金は、紀北広域連合分担金、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金がいずれも増額となることから、21.1%増の11億5,918万4,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費の総額は、4.8%減の13億9,861万1,000円の計上であります。

これは、補助事業費で、学校耐震整備事業における工事請負費1億4,100万円、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円の減額などにより、31.3%減の5億9,446万9,000円の計上であります。

単独事業費は、エリアワンセグシステム基盤整備工事請負費1億4,957万5,000円、クリーンセンター施設能力増強工事請負費1億3,618万5,000円、夢古道の湯増築工事請負費3,334万3,000円の減額となるものの、保育所施設整備に係る公有財産購入費1億802万8,000円、九鬼コミュニティーセンター建設工事請負費9,899万3,000円の増額などにより、32.4%増の7億8,439万5,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

17ページをごらんください。

三重県知事選挙事務費及び三重県議会議員選挙事務費につきましては、選挙期間が平成26年度、平成27年度の2カ年にわたることから、新たにその期間及

び限度額を、それぞれ平成27年度、60万4,000円とするものであります。
議長（高村泰徳議員） 市長、ここでケーブルテレビ録画用のテープチェンジを行いますので、しばらくお待ちください。

お願いします。

市長（岩田昭人君） 続きまして、特別会計について御説明いたします。

18ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比5.0%増の28億9,888万5,000円を計上しております。主な要因としましては、7款共同事業拠出金の増額によるものであります。

次に、19ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、対前年度比6.7%増の5億9,080万1,000円を計上しております。これは、療養給付費の増による広域連合負担金の増によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、昨年度と同額の276万6,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

20ページをごらんください。

病院事業会計につきましては、対前年度比4.8%増の51億1,168万1,000円を計上しております。

業務の予定量は、入院が1日平均222人、年間延べ8万1,148人、外来が1日平均449人、年間延べ10万9,594人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は46億6,782万3,000円、支出は46億5,514万2,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は2億9,651万7,000円、支出は4億5,653万9,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億6,002万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、学資貸与金の期間を平成27年度、限度額を300万円とするものであります。

次に、21ページをごらんください。

水道事業会計につきましては、対前年度比43.5%減の8億8,121万6,000円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,830戸、年間給水量414万1,000立米、1日給水量1万1,345立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は6億4,686万3,000円、支出は5億7,541万8,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は5,920万6,000円、支出は3億579万8,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,659万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、水道部庁舎警備業務委託料は、期間を平成27年度から平成28年度、限度額を57万円、水道部庁舎清掃業務委託料は、期間を平成27年度から平成28年度、限度額を72万5,000円、会計システム賃借料は、期間を平成27年度から平成31年度、限度額を753万4,000円とするものであります。

続きまして、平成25年度補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の平成25年度一般会計補正予算（第5号）主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億5,527万4,000円の増額、国民健康保険事業会計で4,651万5,000円の減額、後期高齢者医療事業会計で1,042万3,000円を増額し、病院事業会計で2,883万8,000円、水道事業会計で544万7,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を203億833万5,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款市税は、収納率の向上により市税全体として増収となる見込みであることから、5,950万円を増額するものであります。

12款使用料及び手数料は、1,624万9,000円の減額であります。これは、指定ごみ袋による塵芥収集手数料1,268万1,000円、深層水使用料190万円の減額が主なものであります。

13款国庫支出金は、1億9,917万3,000円の増額であります。これは、地域の元気臨時交付金2億2,624万1,000円の増額、児童手当国庫負担金2,450万2,000円の減額が主なものであります。

14款県支出金は、1億4,834万4,000円の減額であります。これは、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1億3,320万円の減額が主なものであります。

15款財産収入は、530万7,000円の増額であります。これは、立木売却収入314万9,000円の増額が主なものであります。

16款寄附金は、3,265万2,000円の増額であります。これは、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの林業振興事業寄附金3,030万円、ふるさと寄附金235万2,000円の増額によるものであります。

17款繰入金は、1,815万9,000円の増額であります。これは、後期高齢者医療事業会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

1款議会費は、694万6,000円の減額であります。これは、議会運営経費の普通旅費の減額が主なものであります。

2款総務費は、4億5,861万5,000円の増額であります。これは、地域の元気臨時交付金基金積立金2億2,624万1,000円の増額、みどりの基金積立金3,031万3,000円の増額、尾鷲北・南インター付近PR看板設置工事請負費579万6,000円の減額が主なものであります。

3款民生費は、6,751万6,000円の減額であります。これは、介護保険事業における給付金の減などにより、紀北広域連合負担金1,482万7,000円の減額、市内入所者の減による養護老人ホーム聖光園指定管理料773万4,000円の減額、保育所施設整備用地における対象面積拡大に伴う尾鷲市保育所整備測量・調査・設計業務委託料358万5,000円の増額、支給対象児童数の減少などによる児童手当3,526万円の減額が主なものであります。

4款衛生費は、4,875万1,000円の減額であります。これは、国からの通知により、平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨を控えたことによる予防接種委託料1,966万8,000円の減額、入札によるクリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料1,600万円の減額、申込件数の増加による浄化槽設置整備事業補助金614万円の増額が主なものであります。

5 款農林水産業費は、1 億 5,706 万 8,000 円の減額であります。これは、尾鷲ひのきプレカット協同組合で予定しておりました木材加工流通施設等整備事業が見合わせになったことによる森林整備加速化・林業再生基金事業補助金 1 億 3,320 万円の減額が主なものであります。

6 款商工費は、905 万 1,000 円の減額であります。これは、事業費の確定による夢古道の湯増築工事請負費 383 万 8,000 円の減額が主なものであります。

8 款消防費は、613 万 9,000 円の減額であります。これは、三重紀北消防組合負担金の減額であります。

9 款教育費は、787 万円の減額であります。これは、温水プール基本調査業務委託料 250 万円の追加、新規貸与者の減による奨学資金貸付金 294 万円の減額、計画変更に伴う特別天然記念物カモシカ食害対策事業委託料 357 万 6,000 円の減額が主なものであります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

8 ページをごらんください。

追加で、2 款総務費、1 項総務管理費のホームページデザイン業務委託料、3 款民生費、2 項児童福祉費の子ども・子育て支援事業計画策定事業、5 款農林水産業費、2 項林業費の森林環境創造事業、美しい森林づくり基盤整備事業（森林環境創造事業）、美しい森林づくり基盤整備事業、5 款農林水産業費、5 項水産業費の水産基盤ストックマネジメント事業、6 款商工費、1 項商工費のホームページデザイン業務委託料、9 款教育費、1 項教育総務費の温水プール整備事業につきましても、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

追加で、図書館システム使用料に係る消費税率改正分につきましても、期間を平成 26 年度から平成 29 年度まで、限度額を 28 万 3,000 円とするものであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

9 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、4,651 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 30 億 4,758 万 1,000 円とするものであります。

歳入では、収納率の向上による国民健康保険税 3,250 万円の増額、補助対

象経費の変更による国庫支出金6,040万9,000円の減額、療養給付費等交付金1,872万6,000円の減額が主なものであります。

歳出では、一般分療養給付費及び退職分療養給付の減額などによる保険給付費4,501万8,000円の減額、受診者の減少による健診委託料の減による保険事業費818万5,000円の減額が主なものであります。

次に、10ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,042万3,000円を増額し、歳入歳出予算総額を5億7,407万円とするものであります。

歳入では、保険基盤安定繰入金の減額などによる繰入金415万5,000円の減額、三重県後期高齢者医療広域連合からの前年度精算金受け入れによる諸収入1,815万9,000円の増額が主なものであります。

歳出では、一般管理費負担金及び保険料等負担金の減額による広域連合負担金773万6,000円の減額、前年度精算金を一般会計に繰り出すことによる諸支出金1,815万9,000円の増額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

11ページをごらんください。

病院事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収益では、医業外収益で、国県補助金の162万4,000円を増額であります。

支出では、医業費用の給与費で手当が増額になるものの、給料、法定福利費の減額による給与費の減と、燃料費等の経費の減により2,883万8,000円を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、補助金21万1,000円を増額であります。

支出では、器械備品購入費の増額による建設改良費の147万9,000円を増額であります。

続きまして、12ページをごらんください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益は、無償給水に対する他会計負担金の増額により11万4,000円を増額、営業外収益は、消費税還付金の減額などにより675万9,000円の減額であります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料の減額などにより504万3,000円の減額、営業外費用は、企業債の支払い利息を減額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金が増額になるものの、消火栓等に

要する経費に対する他会計負担金、建設改良費の減額による企業債の減額により1億7,383万2,000円の減額であります。

支出では、新桂山配水池更新事業の工事請負費の減額が主なもので、建設改良費1億3,702万4,000円を減額するものであります。

以上をもちまして、議案第11号「平成26年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第21号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの11議案についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましましては、地方自治法第244条の2第3項及び第5項の規定により、三重交通株式会社に指定期間を1年間と定めて指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましましては、地方自治法第244条の2第3項及び第5項の規定により、公益財団法人尾鷲文化振興会に指定期間を3年間と定めてそれぞれ指定管理を行うに当たり、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号「尾鷲市道路線の認定について」につきましましては、法人からの土地の寄附に伴い、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第22、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきまして御説明いたします。

これは、第6次尾鷲市総合計画の重点的な取り組みである人づくりを具体的に進めていくため、その推進エンジンを食に絞り、各分野の食という共通項目による横断的かつ連動したまちづくりを総合的に推進する一環として、漁業・水産業

の充実とともに、農商工連携や6次産業化の推進をより一層図るため、みずからの組織も一元化し、魚まち推進課と商工観光推進課の2課を統合して水産商工食のまち課を新たに設置することや、管理部門における執行体制の強化を図るため、平成26年4月に組織機構を見直すことに伴う事務分掌等の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきたいと思えます。前回の1月27日の臨時議会で提案されたこととほぼ似通った質疑になろうかと思えますけれども、御理解を賜りたいと思えます。

それでは、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」、御質疑をさせていただきます。

まず、質疑に入る前に、今回の第6号議案、市役所の機構改革に伴う議案につきましては、さきの臨時市議会において、岩田市長が熱望した商工観光推進課と魚まち推進課を一つに統合する食のまちづくり推進課の機構改革案条例が、所管の常任委員会及び本会議場において全会一致をもって否決された経緯がございます。

岩田市長は、組織機構の見直しの条例の再提出に当たり、議会から批判が多かった、新しい統合する課の名前に魚や水産に関連する名前が消え、水産業を軽視すると思える機構改革として議員の中ではかなり納得できないとの厳しい意見が出され、その経過を踏まえ、今回、水産商工食のまち課に改めて、提出をしました。

しかし、私には、今回提出された議案に至っても、前回同様に、市長の機構改革に伴う意気込みや熱意がいまだに伝わってこないのが、僕の思う気持ちかもしれませんけれども、そういった気持ちがしてなりません。

そういった意味で、市長は、21年の7月に市長に就任してから、平成23年度の多様化する行政課題に対応すべく、尾鷲市総合計画の目的に即し、政策調整や6次産業に向けた組織体制を整備し、市長公室の所管であった財政係を財政課に、あるいは水産農林課をそれぞれ魚まち推進課、木のまち推進課として、そし

て、新産業創造課を、まちづくりプロデュースセンター係を廃止した商工観光推進課に、議会の議決を経て、市役所組織を岩田体制のもとに改めておったのが現状でございます。

しかし、3年前に行った機構改革によると、魚まち推進課と商工観光推進課、過去3年間による成果の実績評価はどうであったのかという点については、先ほどの所信表明の中で何点かお話をされておりましたけれども、過去の事業成果については全く触れていないというか、思いが伝わってこないのが今の状況でございます。

確かに市長は、機構改革の中で、次に新たな感じで向かっているということは、今の提案理由の説明の中で若干的に述べておりますけれども、やはりこれから、そういった過去の3年間の実績と検証を踏まえた上で、こういったことが不足であったので、今回、商工観光と魚まち推進課を統合して、水産商工食のまち課を、新たにこういった点を反省した上で、こういったことに取り組んでいくんだというような、この意気込みが、意気込みというよりか説明が、所信表明の中では、過去の実績評価、全く僕はなされていないように、今所信表明を聞いて、非常に残念でございました。しかしながら、新たに取り組んでいこうという姿勢は、若干感じがいたしますけれども。

そういった意味で、特に人事のもの、機構改革というのは、基本的に僕は、市長の専権事項だと理解をしておるわけなんですけどね、人事配置に伴って。そういうわけでも、やはり市長の、もっと強い思いというのが伝わってこないのが現状でございますので、改めて市長の今回の機構改革にかける意気込みと、それと、過去3年間の魚まち推進、商工観光課の検証、評価なんかを聞かせていただければと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ちょっと長くなりますけれども、御理解願いたいと思います。

私は、平成23年度に産業関係3課の調整、整備を行いまして、水産農林課を魚まち推進課と木のまち推進課の2課に再編し、魚まち推進課に関しては、魅力ある魚のまちづくりを進めていこう、その中でも、生産から流通までを一体的に推進できる体制としていこうというふうに思ったところであります。

それで、魚まち推進課の実績でありますけれども、それはたくさんあります。例えば、早田漁師塾でいろんな就業者に対しての支援とか、たくさんありますし、水産物の付加価値ということで、尾鷲港産地協議会においてアオリイカのブラン

ド化を目指しましたが、それを三重大学と連携して独自の鮮度保持技術を確立したというところであり、二枚貝等の養殖試験事業として、アサリ、アカガイ、マガキ等の養殖試験を行って、尾鷲湾、賀田湾において実施したわけですが、もう今年度でマニュアル化して、平成26年度から漁業者に情報提供、技術支援を行うというようなことでもあります。

それから、新たな漁業活動等についての支援でありますけれども、今年度事業で大曾根漁港が取り組むヒロメ養殖、加工に対する備品の導入、尾鷲漁協のマグロ等の市場での高鮮度保持の取り組みに係るコンテナ式水槽の導入等の支援を行っております。

また、ヒロメ養殖は大曾根だけじゃなしに、早田でも取り組んでおりまして、早田のビジョン早田実行委員会がヒロメの養殖に取り組むと同時に、商品化しようということで、ヒロメ塩蔵加工にかかわるいろんな機器類の整備に対する支援等も行っております。

また、漁港が随分古くなっておりますので、その水産基盤ストックマネジメント事業として、順次保全に取りかかっているという話や、尾鷲漁協の製氷・貯氷施設や水揚げ用施設の整備に対する支援等も行っているところでもあります。

次に、商工観光推進課では、先ほども言わせていただいたように、海洋深層水の多段活用型陸上養殖、あるいは特産品開発・物産振興事業につきましては、尾鷲まるごとヤーヤ便等で随分販路拡大に努めているところでもあります。

それから、民間事業者、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と共創事業として尾鷲ものづくり塾を開催し、特産品の開発に取りかかっているところでもあります。それらの試食とか、PRとかのマーケティング調査もあわせてやっております。

それと、やはり今回大きな成果としましては、町なか以外の取り組みとして、まちなかネットワーク推進事業に取り組んで、町なかの魅力アップを図るというようなことでもあります。その中で、例えば、尾鷲アルコマチといった情報発信とか、あるいは尾鷲のファーストフードとも言えるべきおわせ棒の開発等がされてきております。

そういった中で、魚まちも商工観光推進課も随分頑張ってもらって、それなりの成果を上げておりますが、しかし、先ほどお話しさせていただいた、例えばアオリイカのブランド化につきまして、今、魚まち推進課で担当してやっておりますけれども、やはりこれをもっと伸ばしていくためには、やっぱり流通部門、そこもかわらなければ、これ以上の伸びはないんじゃないかなという思いがあり

ますし、それから、尾鷲の特産品であります干物でありますけれども、干物については現在商工観光推進課が担っておりますけれども、これにつきましても、前も何回も言いましたけれども、やはり漁業、水産業の生産現場から、やっぱり干物というものにかかわっていかなければいけないんじゃないかという思いがあります。

そういった中で、今、尾鷲市は、食によるまちづくりを進めていこうとしておりますけれども、食によるまちづくりを進めていくためには、たくさんいろいろなことがありますけれども、横断的にみんなが取り組んでいく必要がある。差し当たって農商工連携、あるいは6次産業化というのは総合計画でもうたっておりますけれども、こういったものをよりよく進めていくためには、やはり魚まちと商工観光推進課を一緒にさせてもらって、それで、今以上の効果を上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております、そういう強い思いで1月には上げさせていただきましたが、認められませんでしたので、今回名前の再考をさせていただいて、再提案をさせていただいたところでありますので、御理解を願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 市長の、これまで3年間の評価というのか、大体いろんな、るお聞かせいただきましたが、やはり今回の一番のポイントというのは、先ほど市長が述べられたように、6次産業化の推進というのは一つの大きな考え方があって、生産から流通ということで一体化されたというのは十分に私は理解をしたと思うんですけれども、果たして、これで尾鷲の経済が活性するのかなという点については、いささか疑問が残るわけでございますけれども、やはり一つの目的に向かって、一步でも半歩でも進んでいくということは、今の尾鷲市にとって必要なことなのかなというような感じがいたしております。

高速道路のほうも、3月30日に尾鷲までが開通するということでございますので、そういった点につきましては、食で尾鷲を売り出していこう、あるいはスローライフというようなことも検討していただきたいなど、この中で思うわけなんですけれども。

それと、総務産業委員会の中で、いろんな今回の機構改革に伴う一つの大きな課題として、やはり漁業組合との連携というのが、かなり議論をされたと思うんですね。やはり漁業組合との連携なしに機構改革は成就しないといった点で、そういった中で、たしか新聞報道で、山口副市長は本定例会までに、できたら、県

に対しての新規採石事業ですか、反対の意見書を上げたいと述べられておりましたけれども、その点については、これから行われる総務産業のほうで恐らく議論されると思うんですけれども、いま一度、提出されたのか、されていないのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） きのう提出させてもらいました。

議長（高村泰徳議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 出先ですか、本庁のほうですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 津のほうへ行ってきました。

議長（高村泰徳議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） これ以上の議論はこの質疑云々じゃなしに、総務常任委員会のほうへ委ねていきたいと思っておりますけれども、できるだけ早い時期に確執が取れるような、なお一層の努力を進めていただきたいと思います。

質疑を終わります。

議長（高村泰徳議員） ほかにございませんか。

7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） 1点だけ確認というか、2点ですけど、確認したいのは、市長は先ほどアオリイカであるとか干物の、そういった流れというんですか、具体的なものは一定説明しておりましたけど、そういったサービス流通部門も強くするということは、逆論して、この課の統合においても、生産者が、やはり1次産業が少なくなっている中で、特に、木のまち課は別にありますから、漁業部門における生産者が、やっぱりこの辺で十分に強化できるというか、生産者をふやしていくとか、守れるとかというのがきちっと位置づけもなきゃ、6次産業化を目指す中では、そういったものが理念としてなきゃだめだと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのとおりでありまして、そのためにいろんな後継者対策をやっておりますけれども、しかし、余り有効に作用していないところもありますので、今、空き家調査をやっておりますので、そういったものと連動させて、後継者対策も考えていくべきじゃないかなというふうに思っております。

もちろん、生産現場からの頑張りというのが一番大事なんだと認識しております。

す。

議長（高村泰徳議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） 今まで漁業体験であるとか、従事者分に関しては商工部門と
いうのか、そういった取り組みが多かったと思うんですけども、もしこういった
形であるならば、1次産業にかかわった部門、その部門も強化して、生産者を
育てるというのか、守るということと同時に、新たな、こういった尾鷲へ来て第
1次産業に従事したいという方が、よりできるような体制というのは必ず置いて
ほしいというのと、もう一点、今回、先ほど予算説明があつて、この中について
は別なんですけど、企画費の中に食のプロジェクト事業64万9,000円とい
うのが計上されております。課の名前の中には、食のまちづくり課というよう
にしておる中で、ちょっと誤解というのか、わかりにくい部分があるかと思うん
です。

ですから、課を統合するという理念と、名前というんですか、名前だけがここ
にあつて、仕事自体は、今、企画にあるという現状、今の状態と、将来的にこの
食のプロジェクトというのが市長公室になろうかと思うんです、こういったのが
ここでプロジェクトしながら、課の名前が水産商工観光の中にあるというのを、
この辺で誤解も招くというか、名前だけなのか、施策の理念がどうなのかという
ことが危惧してならないので、その辺だけ御説明ください。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 水産商工食のまちとしましたけれども、食によるまちづくりは、
この食のまちだけで担うのではなしに、これはもう全庁的に、食によるまちづく
りを進めていこうということであります。今現在、食のプロジェクトを全庁的に
まとめております。その中で、今、市長公室が担当しているということでありま
すので。

しかし、食のまちづくりは、全ての課で担っていくというふうに思っていた
きたいと思っております。

議長（高村泰徳議員） 三鬼議員、質疑の範疇を超えていますので、よろしく。理念
が。

7番（三鬼和昭議員） いやいや、課を統合する理念の中にこの扱いが、単純に考え
れば、新たにつくるところで食のプロジェクトを立ち上げればいいのではないか
というところがあるので、それを伺ったわけです。

違いますか、質疑の。十分市長説明はわかりました。

今度名前の中にある水産、新たな2課統合の部分については、こういった具体的な部分を実践する課とすればいいわけですね。プロジェクト自体は全庁的にやるけど、水産であるとか、商工観光であるという部分については、この新たな課が担当するとしたらいいのですか。

そこへわざわざ食のまちづくり課なんていうネーミングに市長がこだわったというのがありますので、きちっとそういったところだけ、説明をしておいてほしいと思います。

議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲の売りは食でありまして、食といっても、もちろんメインは魚であります。そうしたら、魚をどういったような形で全国にPRしていくか、それを主に担ってもらうのが、食のまちで担っていただくということでありまして、それ以外のことに关しましても、主に担当するのは食のまちでありますけれども、全庁的に食に関しては取り組んでいく、その中で、食のまちがリーダーシップをとっていくということでもあります。

議長（高村泰徳議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第6号は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきます。なお、委員会終了後、本会議を再開していただきますので、よろしくお願いたします。

それじゃ、総務産業常任委員会を1時から開会いたします。

〔休憩 午前11時53分〕

〔再開 午後3時19分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第23、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12番（三鬼孝之議員）登壇〕

12番（三鬼孝之議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」の1議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午後1時10分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第6号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、本議案につきましては、去る1月27日の臨時議会において提出され、課の名称の問題、あるいは関連団体との協議・調整不足、また、市役所内での協議不足等の理由により、時期尚早、拙速であるとして全会一致で否決された経緯があります。

今回、提案された課の名称は水産商工食のまち課ということであり、前回指摘がありました関係団体との協議についても行ったとの説明がございました。

本日の委員会では、特に機構改革を行うに当たっての将来的なビジョン構想を問う意見や、外部関係機関との連帯など基本的な道筋が欠けているのではないかという意見があり、これらに対して、市長からは、今後、食のプロジェクトの整合性を図り、その中のさまざまな取り組みの中から核となるべきものを幅広く模索していくこと、そして、最終的には第6次総合計画に挙げるおわせ人づくりにつなげていくとの答弁がなされましたが、この新設されようとしている水産商工食のまち課の理念の中で、尾鷲の漁業の将来をどう考えていくのかという基本的な説明が欠けていたということを委員会として指摘し、委員長報告とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

13番、村田議員。

[13番(村田幸隆議員)登壇]

13番(村田幸隆議員) ただいま議題となっております条例案につきまして、反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

私は、今定例会のこの委員会が開始をするまでは、執行部が新しく機構をつくりかえ、そして、それをもとに尾鷲市ということ、と、と、と流通面あるいは1次産業の付加価値をつけて、尾鷲の産業を売り込んでいくんだという意気込みを感じておりました。

最終的に、本日の委員会での私の質問に、私の求めた、基本的な夢、ビジョン、あるいは核がどこにあるのかということ、再三再四問いかけをいたしました。しかし、今、委員長の報告であったように、全体的に食の文化、これに絡め、各課との連携を図りながら、進めていながら、その中でどこに核を求めていくのか、こういう進み方であるということ、を市長から示されたわけでありまして。

私は、機構改革をして、尾鷲市のために、また、職員が一丸となってやっていくという意気込みであれば、当然この議会に機構改革案を示す前に、最低限でもビジョンが示されて当然だと理解をするところであります。

これが、私は反対に至った経過、あるいは理由でございますけれども、また、その中で私が市長に求めたことは、道の駅が非常に大きな問題となっておりまして。これとて、やはり尾鷲市に外来客を誘致するためにはどこに核を持っていくのか、このことが議論をされておるわけでありましてけれども、できれば、食の文化に通じる、そういったものも絡めながら、漁協との関係を修復して、海を核にして、そして、そこを、道の駅を絡める誘客対策としても、尾鷲の漁協近くにこういった施設をつくっていくんだという、夢でもいい、そういうものがあって、私はしかるべきだと思っておりました。

しかし、何らそういうことも示されておられません。私は、ここで反対をするこ

とは、せっかく市役所の関係職員がやる気になっておるとすれば、少々水を差す原因になろうかと思えますけれども、あえてここは反対をさせていただき、もう少しきちっとしたビジョンのもとに機構改革をやっていただくということを望みながら、反対といたすところであります。

議長（高村泰徳議員） 他にございませんか。

濱中議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

前回の提案のときには、やはり……。

（「議案のことは言わないといけない」と呼ぶ者あり）

6番（濱中佳芳子議員） ごめんなさい、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」の議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

前回の提案のときに反対させてもらった理由として、やはり魚を中心としたいという市長の気持ちと、課の名前にあらわされるものに差を感じたところが1点ありました。その後、いろいろと勉強する中で、やはり6次産業化をするに当たって、課の統合というところには意味があるものだということは、前回からも十分に理解をしておりました。

そして、きょう、委員会の中でいろいろ質問をさせていただいた中で、市長が、最終的にこれは人づくりに向かいたいのだという話と、それから、ずっと第6次総合計画の中で言われてきた協働という言葉に対して、市長がずっと答弁していただいた中に、みんなでつくり上げたい、確かに市長の明確なビジョンも必要かと思いますが、その中でビジョンを見つけていくのだという期待を込めて、今回は前に進むつもりで、この議案に賛成をさせていただきたいと思います。

議長（高村泰徳議員） 他にございませんか。

11番、奥田議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 私は、議案第6号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」につきまして、反対の立場から討論に参加させていただきます。

この議案につきましては、1月の臨時議会の中で全会一致で否決されております。皆さん御存じのとおり、商工観光推進課と魚まち推進課を統合して、食のま

ちづくり推進課ということでございました。今回は、その商工観光推進課と魚まち推進課を統合して、水産商工食のまち課ということでございます。

それで、私は反対する理由は幾つかあるんですけども、まず、この名称ですね。水産商工食のまち課ということでございますけれども、先ほどの委員会の中でも意見が出ておりましたけれども、木のまち推進課は一方に残っていると。そのバランスを考えた場合に、木のまち推進課が残って、一方で、水産の部分と商工観光の部分が統合して水産商工食のまち課という感じで、これは対外的に見てもバランスがとれないということがまず1点。

それから、2点目には、伊藤市長時代に、水産と農林を統合して水産農林課にしました。そして、企画と財政を統合して市長公室にしたという経緯がございます。それは、伊藤市長時代、財政再建、行政改革を進めようじゃないかという明確なビジョンがある中で進められたものでございます。

岩田市長になられてから、3年前ですか、平成23年度から、その伊藤市長時代に統合した水産農林が再び分かれる形で、木のまち推進課と魚まち推進課という形で、そして、市長公室から財政をまた分離されたと、二つの課がふえていると。財政改革に、私は、逆行する機構改革だったなと思うんですけども、私はその当時のことは知りませんので、何とも言えませんが。

ただ、百歩譲ってというか、岩田市長の当時の思いとしては、尾鷲市をやはり魚のまち、それから木のまちなんだという思いを持って、行政改革、財政改革に逆行するにもかかわらず、それを進めたんだろうというふうに理解するわけでございます。

ただ、今回、流通部分も含めて統合するというのであれば、例えば県なんかだと、農水商工部というのがございます。今でもあると思いますけれども。農水商工という形で、農水商工課とか、そういう農林のもろもろ含めてやるというのであれば理解できますけれども、取ってつけたような、何か思いつきのような、今回の機構改革の提案といいますか、そういう気がしてなりません。

それと、三つ目に、私は反対する理由としましては、先ほども委員会で議論が交わされておりましたけれども、市長がこの食のまちづくりをするに当たって、何をしたいのかと。先ほど村田議員の話もございましたけれども、何を目的に持って、最終的に何をやりたいのかという、その思いというか、強い決意みたいなものが全く見られなかった。そこは非常に僕は残念でありまして、そこが僕も、少しでも市長のその思いが聞けるのであれば賛成しようかなと思ったんですけど

ども、なかなか、やっぱり前回、私も反対しておりますから、今回賛成する上では、賛成に回るのであれば、それなりの理由を持って市民の方にも説明しないとイケないという思いを持っておりました。でも、なかなか市長の思いが伝わってこない。ただ本当に思いつきでやったような気がしてならないんですね。

ですので、やっぱり本来機構改革というのは12月議会に示した上で、3月に最低限通すとかという形が本来の形だと思います。やはり1月の議会の中で、臨時議会で機構改革を出してきて、それを認めろということ、もう少し議論する余地があるのではないかと。特に今回の場合、前回否決されておりますから、それも全会一致で。

ですので、もう少し私は慎重な審議が必要だったのかなという気はしますが、先ほどの委員会を聞いておまして、やはり私は、どうしてもこれは賛成に回れないなという気がしましたので、反対させていただきます。

これで私の討論を終わります。

議長（高村泰徳議員） 他にございませんか。

4番、田中議員。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 私はこの機構改革につきまして、先ほどの委員会の議論をお聞きしまして、本当に苦渋の決断でございますけれども、賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

この機構改革は、幾ら形を変えたとしても、職員さん皆さんが一丸となってこれに魂を入れなければ意味のない、ただ名称を変えただけでは何の意味もない、そういうことを、実感を、先ほどの委員会をお聞きしまして非常に感じたところでございます。

それを今後、この改革をするからには、それに沿ったような、市長以下職員の皆様の奮起を期待するという意味でもって、苦渋の選択でございますが、賛成の立場を表明させてもらい、幾ら私たち議員がいろんなことを申し上げても、やはり職員が一丸となって、これに向かって邁進していかなければ何の意味もない、そういうことを強く思った次第でございます。

その点をよくよくお考えいただいて、今後の施策に十分に生かしていただきたい、そういう思いでございます。

議長（高村泰徳議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第 23、議案第 6 号「尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24、議案第 25 号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（高村泰徳議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、人事案件 1 件について御説明をいたします。

議案第 25 号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、東司氏が本年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で豊富な知識を備えた方である田中繁勝氏を公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより採決を行います。

日程第24、議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高村泰徳議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第25、報告第1号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第1号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、報告案件1件について御説明をいたします。

報告第1号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」につきましては、財団法人尾鷲市開発公社が平成26年2月14日をもって清算終了しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり決算報告書及び清算事務報告書を提出し、報告するものであります。

説明につきましては副市長にいたさせますので、よろしく願います。

議長(高村泰徳議員) 副市長。

[副市長(山口武美君)登壇]

副市長(山口武美君) それでは、報告第1号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」、御説明いたします。

最初に、平成25年度決算報告について御説明いたします。

平成25年度決算報告書の1ページをごらんください。

正味財産増減計算書であります。

まず、一般正味財産増減の部について説明いたします。

1、経常増減の部の（1）経常収益につきましては、①基本財産運用益の基本財産受取配当金として400円、⑤雑収益の受取利息として193円となっております。基本財産受取配当金400円は、紀北信用金庫の有価証券の配当金であります。経常収益計につきましては、以上の593円となっております。

次に、経常費用であります。

経常費用につきましては、役員報酬支出が清算人2名の報酬として1万3,200円、租税公課が法人県民税2万1,600円と登記事項証明書発行のための印紙代600円の合計2万2,200円、雑費の10万625円につきましては、官報への解散公告掲載料3回分の費用9万9,890円とその振り込み手数料735円であります。

以上の13万6,025円が経常費用計となり、先ほどの経常収益との差額マイナス13万5,432円が当期経常増減額であります。

本年度は経常外収益及び経常外費用は発生しておりませんので、当期一般正味財産増減額が先ほどと同じマイナス13万5,432円となり、一般正味財産期首残高49万203円から差し引きました35万4,771円が正味財産期末残高となります。

続きまして、2ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。1、流動資産が現金35万4,771円、2の固定資産はありませんので、資産合計は35万4,771円となります。負債の部もありませんので、正味財産は35万4,771円となり、負債及び正味財産合計も同額であるため、資産合計と一致しております。

次に、3ページ、財務諸表に対する注記をごらんください。

2、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高につきまして、投資有価証券の前期末残高4万5,000円につきまして、平成25年6月27日に伊勢農協の有価証券3万5,000円、同年8月6日に紀北信用金庫の有価証券1万円の解約が成立し、当期減少額が4万5,000円となりましたので、当期末残高でゼロ円となっております。

続きまして、4ページの財産目録をごらんください。

資産の部の流動資産が現金35万4,771円となっております。事業資産、固定資産、負債等はありませんので、正味財産は35万4,771円となります。

平成25年度決算報告につきましては以上となります。

引き続きまして、清算事務報告書を説明させていただきます。

財産目録の次のページにあります清算事務報告書をごらんください。

平成26年2月14日時点で、財団法人尾鷲市開発公社の残余財産は、先ほどの決算報告にありますように、35万4,771円となりました。この残余財産につきましては、尾鷲市開発公社の寄附行為第20条第2項の「公社が解散した場合、残余財産があるときは、尾鷲市に帰属する。」に基づき、平成26年2月14日に尾鷲市に引き渡しを行いました。この残余財産の引き渡しをもって開発公社は清算終了し、平成26年2月17日に清算終了登記を完了いたしましたので、御報告いたします。

以上をもちまして、報告第1号「財団法人尾鷲市開発公社の清算終了について」の御説明とさせていただきます。

議長（高村泰徳議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。報告案件であることに御留意の上、御発言願います。
7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） 確認だけさせていただきたいんですけど、今、尾鷲市に引き渡したということになっておるんですけど、ということは、この補正の5号で処理されているんですか。これ、どこの部分にあるかだけ。

議長（高村泰徳議員） 総務課長。

総務課長（大川一文君） 第4回定例会の12月補正の雑入で計上しております。

議長（高村泰徳議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす2月26日から3月2日まで休会とし、3日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 3時50分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員